

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和2年5月27日

新潟市監査委員 高井 昭一郎
 同 伊藤 秀夫
 同 風間 ルミ子
 同 竹内 功

監査結果等に基づく措置

令和元年度第2期財政援助団体等監査結果報告（令和2年3月18日 新監査公表第11号）分

頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等
5	株式会社まちづくり豊栄・北区産業振興課	<p>(1) 指摘事項（一部抜粋）</p> <p>取締役が経営する会社との取引が見受けられたが、会社法第356条及び取締役会規程第10条に定められている取締役会における承認を得ていなかった。</p> <p>会社法第356条では、競業及び利益相反取引を制限するため、「取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするとき」には、株主総会（取締役会設置会社においては取締役会）において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を得なければならないこととされており、取締役会規程においても、同法の規定に基づき取締役会での承認が必要とされている。本件違反行為については、当該自己取引を行った取締役のコンプライアンス違反が認められるのはもちろん、その執行の監督の任にある他の取締役や筆頭株主である本市の監督義務の懈怠も軽視することはできない。</p> <p>各関係者においては、このような取締役会の承認を欠く自己取引は、たとえ応急の処置であっても決して容認されるものではないことを肝に銘じ、再発の防止に努めなければならない。</p>	<p>【株式会社まちづくり豊栄】</p> <p>当該取引に該当する定期的な施設のメンテナンスは一括して株主総会の承認を得ることとし、また、緊急的な修繕等は取締役会において承認を得たのち執行します。</p> <p>以後、このような事のないよう代表取締役以下、全取締役が真摯に受け止め、再発防止に努めてまいります。</p> <p>【北区産業振興課】</p> <p>当該事案については、同様な取引を行う場合には、法令順守の徹底と手続きの適正化を行うよう指導し、再発防止策を確認しました。</p> <p>今後は、取締役会に対して、再度、注意喚起を行ってまいります。</p>
7	株式会社まちづくり豊栄・北区産業振興課	<p>(2) 意見（一部抜粋）</p> <p>豊栄地区の中心市街地活性化や賑わい創出といった課題は同社の取組みだけで解決できるものではなく、本市や商工会、大学等と連携し一体となって取り組む必要がある。特に本市は同社の筆頭株主であることから、これらの課題を所管課に限らず北区をはじめ本市の課題として関係課で共有するとともに、その解決に向けた同社の役割についてもあらためて考えていかななければならない。</p> <p>また、同社においては、当面の間は道の駅豊栄の大規模改修を最優先に考えざるを得ないものの、その後の展開についても関係機関と幅広く連携し、道の駅豊栄で生み出した利益を豊栄地区の中心市街地に還元できるような事業展開につなげられるよう期待するものである。</p>	<p>【株式会社まちづくり豊栄】</p> <p>設立当初の状況から、大きく環境が変化していく中で、中心市街地はもとより地域全体の発展、活性化、賑わい創出に寄与していきます。</p> <p>これからも市や関係機関と連携し、地域での雇用を生み、地域に貢献していける存在となるよう努力してまいります。</p> <p>【北区産業振興課】</p> <p>今後も、同社を活用するとともに、商工会、大学等他団体とも連携し、より一層の地域の活性化を図ってまいります。</p>